

第5章 環境を考えて行動する人づくり

よりよい環境づくりを促進するためには、県民全体の意識向上や取組の推進を担う人材の育成、地域や事業所等での主体的な活動の促進が必要です。また、各関係主体が連携し、取組の輪が大きく広がるよう、県民協働による各主体のネットワーク化等推進体制づくりを進める必要があります。

こうした中、令和3年3月の「第3期佐賀県環境基本計画」の改定に伴い、「第4期佐賀県環境基本計画」に「佐賀県環境教育等基本方針及び行動計画」を統合しました。引き続き「環境を考えて行動する人づくり」を具体的に推進することとしています。このため、環境教育等の5つの基本方針を定めています。

【環境教育等の5つの基本方針】

- 方針1 ライフステージに応じた環境教育
- 方針2 環境教育を進める際の基本的な視点
- 方針3 公正、広範な視点の確保
- 方針4 環境保全活動を安定的に進めるための環境づくり
- 方針5 ネットワークの構築と協働取組

第1節 環境教育・環境学習等の推進

1 環境について教えることのできる人材の育成と活用

環境教育・学習の一層の充実を図るために、環境について教えることのできる人材の育成が必要です。更に、育成した指導者を登録し、講演会、学習会等に派遣するなど積極的な活用が望まれます。

(1) 環境教育に関する教職員の研修

学習指導要領にも、持続可能な社会の構築のために、自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力など求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成することが示されています。県教育委員会においては、学習指導要領の趣旨の周知及び円滑な実施、指導方法の工夫・改善等のために実施している教育課程研修会の中で、環境教育の充実を周知しています。

(2) 環境教育指導者の育成研修会

「環境を考えて行動する人づくり」を進める一環として、幼稚園や保育所、小学校における環境教育を支援するため、例年、幼稚園教諭や保育士、小学校教諭等を対象とした「環境教育指導者の育成研修会」を実施しています。

(小学校教諭等を対象とした研修会)

- 開催日時 令和4年12月8日(木) 13:30~16:30
- 開催場所 佐賀県庁 旧館4階 正庁
- 内容 持続可能な社会の担い手の育成を目指して

(全国小中学校環境教育研究会顧問)

環境省中央環境審議会総合政策部会 臨時委員

ESD活動支援企画運営委員

棚橋 乾 氏)

グループワーク

(幼稚教育施設教諭等を対象とした研修会)

- 開催日時 令和5年2月20日(月) 14:00~16:00
- 開催場所 佐賀県市町会館 大会議室
- 内容 環境教育の事例紹介

(学校法人 鍋島学園 鍋島幼稚園おひさまハウス)

園長 千綿 仲代 氏)

食育の事例紹介

(社会福祉法人 正和福祉会 遊学舎 武雄こども園)

栄養士 飯盛 由子 氏)

(3) 廃棄物減量等推進員研修会の開催

第2部第3章第2節2(1)②に掲載

(4) 佐賀県環境サポーター派遣事業

環境に関する県民の意識の高揚と実践活動の促進を図るため、地球温暖化対策や快適な環境づくりに関して助言や指導を行う指導者として、佐賀県環境サポーターを委嘱しています。佐賀県環境サポーターと佐賀県地球温暖化防止活動推進員を兼任されている方もおり、学校、職場、地域等の学習会や実践活動に派遣され、講義や指導・助言を行っています。

令和4年度末の環境サポーターの委嘱者数は139名、派遣回数は130回となりました。

図2-5-1 環境サポーター数の推移

資料：脱炭素社会推進課

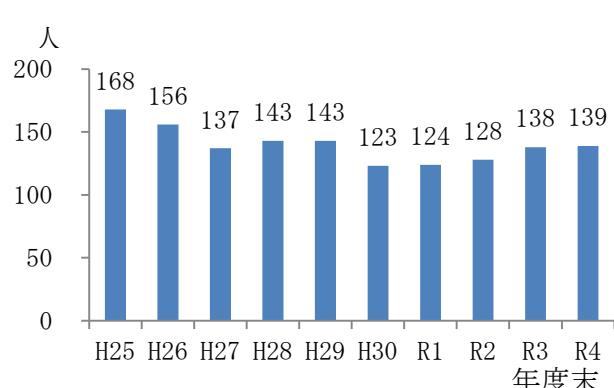
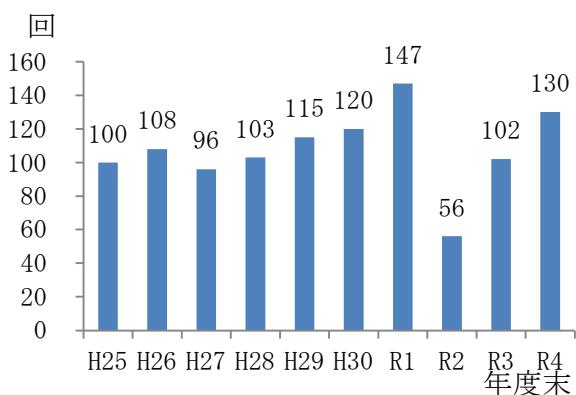


図2-5-2 環境サポーターの派遣回数の推移

資料：脱炭素社会推進課



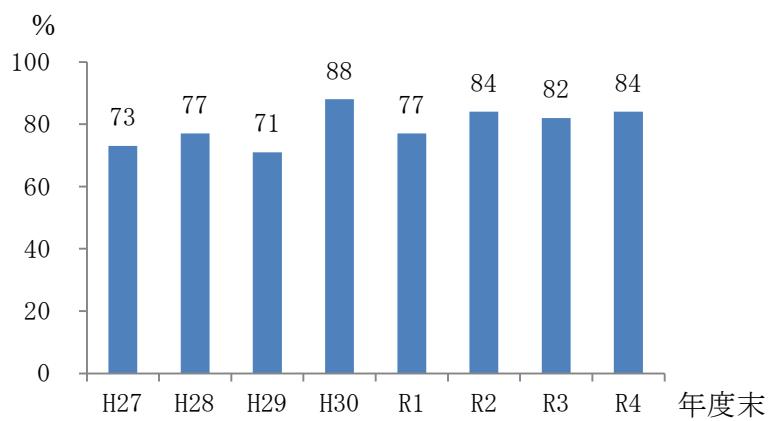
2 環境に関するプログラムの整備と活用

環境教育・学習の一層の充実を図るために、年齢や環境への関心の程度等に応じた教材や学習プログラム、啓発資料の作成・活用を通じ、県民の環境に関する正しい理解を促進することが必要です。

そのため、小学生向けの環境副読本「わたしたちの環境」（冊子及びその PDF データを保存した CD-R）を作成し、各小学校、特別支援学校等に配布しています。

各教科や総合的な学習などの時間において活用されており、令和 4 年度の活用率は 84% となっています

図 2-5-3 環境副読本「わたしたちの環境」活用率の推移 資料：脱炭素社会推進課



3 県民に開かれた環境学習の機会の提供と活用

環境問題は、私たち自身が家庭や地域、職場などあらゆる場所で取り組んでいくべき課題です。特に次代を担う子どもたちへの環境教育と一般県民への環境教育の学習の機会の提供が重要となります。

このため、環境月間等の行事やこどもエコクラブ事業などが実施されました。

また、県内に 3 箇所ある少年自然の家においては、幼児から高齢者まで幅広い世代の方に利用され、自然体験活動の推進に取り組んでいます。

(1) 学校等における環境教育等の充実

① 幼年期から始める環境教育の推進

幼児期から「自然との関わり」、「生命尊重」などの環境意識を育むため、幼稚園や保育所などの教育・保育プログラムに、楽しみながら、自然に学び、体験できる体系的な環境教育プログラムを導入するための支援が必要です。

② 学校教育における環境教育・環境学習

環境教育の重要性については、教育基本法第 2 条の教育の目標の一つとして、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。」が明記され、学校教育

法では、義務教育の目標の一つとして、「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。」と規定されています。

これらの目標を達成するために、学校における環境教育は、自然に対する豊かな感受性を身につけ、環境の保全に責任ある行動ができる児童生徒の育成を目指して行われており、その推進に当たっては、次のことに留意しています。

- ◆ 学習指導要領にも、持続可能な社会の構築のために、自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力など求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成することが示されていることから、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通して意図的・計画的に環境教育に取り組むこと。
- ◆ 豊かな体験活動を通して、環境や自然と人間とのかかわりについて理解を深めるとともに、環境や自然に対する思いやりやこれらを大切にする心を育み、自ら率先して環境を保全し、よりよい環境を創造していくこうとする実践的な態度を育成すること。

* 各学校においては、各教科や道徳科での学習に加え、総合的な学習の時間や特別活動において、以下の例のような体験活動が行われています。

- ◆ 児童会活動・生徒会活動による学校周辺の清掃活動や空き缶回収
- ◆ 集団宿泊学習等での植物等の観察
- ◆ ボランティア活動協力校、青少年赤十字加盟校を中心とした環境美化活動
- ◆ 愛鳥モデル校における鳥類保護活動
- ◆ 緑の少年団や学校林をもつ学校における森林等の保護・育成活動
- ◆ 海洋教育の一環として、海岸や海洋生物等の環境保全活動

* 各学校においては、学校の教育活動全体を通して、以下の例のような環境保全活動が行われています。

- ◆ 手洗い、歯磨きの水を節約し、掃除時の洗剤の量を減らす。
- ◆ 照明のスイッチをこまめに消す。
- ◆ ゴミの量を減らし、分別収集を行う。

③ 環境センター出前講座

県環境センターでは、子どもたちに環境問題への関心を深めてもらうため、体験型環境学習を通した出前講座を実施し、小学校の環境教育の取組を支援しています。

毎年、希望する小学校に出向き、以下のようなプログラムに沿った実験を行っています。

* 大気分野

- ・自動車の排気ガス実験（排気ガスに含まれている大気汚染物質の濃度を測定する。）
 - ・酸性雨実験（子どもたちが集めた雨水を用いて、雨水の pH を測定する。）
- *水質分野**
- ・簡易水質等調査（身近な川の水や生活排水を採取し、外観やにおいを確認し、化学的な測定も行い、採取した水の状態を調べる。）
 - ・水生生物調査（川底や石に付着して生息する昆虫の幼虫等水生生物の種類や数を調べ、その川の汚れの程度を調べる。）
- *放射線分野**
- ・自然放射線の測定実験（放射線測定器を使って、身の回りの放射線を測定する。）

④ 海辺の漂着物調査

県では、漂着物等による海辺の汚染実態を把握し、今後の海洋環境保全対策、廃棄物対策などの基礎資料とするほか、調査参加者に環境美化に関する意識を高めてもらうことを目的とした「海辺の漂着物調査」に参加しています。

この調査は、公益財団法人日本海環境協力センターの主催により、日本海沿岸の自治体において実施されており、日本のほか韓国、ロシア等が協力して行われています。

本県は、平成 13 年度から参加しており、毎年、唐津市立湊中学校の 1 年生を中心に、調査を行っています。

【令和 4 年度調査】

- ・実施期日 令和 4 年 9 月 26 日（月）
- ・実施場所 北浜（唐津市湊）
- ・調査参加者 唐津市立湊中学校 1 年生（13 名）、県環境課、唐津市生活環境対策課



【現地調査（北浜）】



【分析調査（湊中学校）】

⑤ こどもエコクラブ事業

こどもエコクラブは、子どもたちの環境保全意識の高揚、環境保全活動に主体的に参加する態度や環境問題解決に資する能力を育成することを目的として、公益財団法人日本環境協会（全国事務局）が都道府県、市町と協力して進めている事業で、誰でも、いつでも参加できる環境活動クラブです。

令和 4 年度末の結成数は 125 クラブ、参加人数は 5,385 人となっています。

➤ 活動をはじめるには

- ◆ メンバーとなる子ども（3歳～高校3年生）と活動を支えるサポーターを集めます。
(高校生はサポーターとしても登録できる。)
- ◆ こどもエコクラブのウェブサイトから登録するか、登録用紙に必要事項を記入し、こどもエコクラブ全国事務局または地方事務局に提出します。（登録・年会費は無料）
なお、活動内容は、子どもたちが興味や関心を持つ自然観察やリサイクルの学習など環境活動に関するものであれば、自由に取り組むことができます。

➤ メンバー・サポーターになると

全国事務局から、活動に役立つ環境記録シート（エコログ）やメールマガジンが送られます。

また、活動中の第三者への事故に対応するため、クラブ登録と同時に、メンバー・サポーターは自動的に賠償責任保険の対象となります。

➤ 活動の支援

「佐賀県ストップ温暖化県民運動推進会議」（事務局：佐賀県環境課内）がこどもエコクラブの活動を支援します。

◆ こどもエコクラブ活動助成金

活動に必要な材料や機材の購入、交通費など、1クラブ当たり1万円を限度に助成します。（ただし、予算の都合により助成するクラブ数に制限があります。）

◆ 環境サポーターの派遣

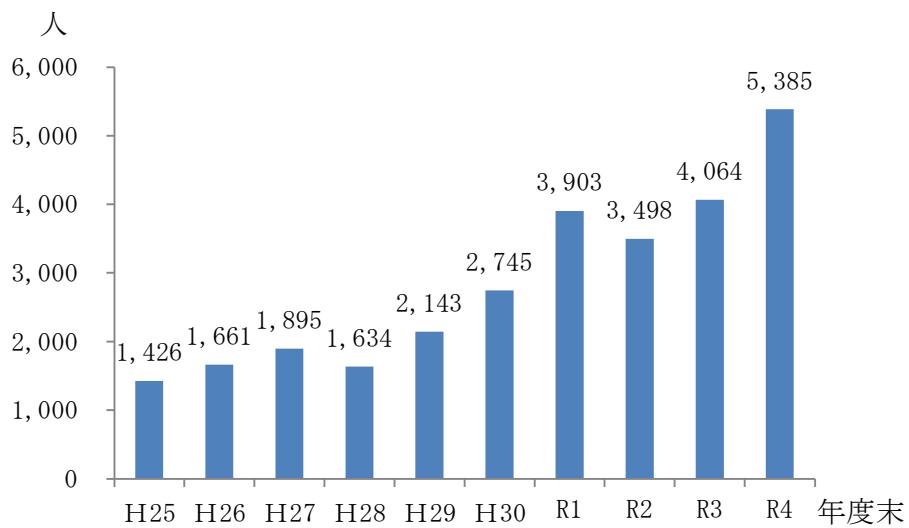
◆ 希望するクラブへ環境サポーターを派遣し、環境学習や活動を支援します。

表2-5-1 市町別こどもエコクラブ数、参加人数（令和4年度末）

資料：脱炭素社会推進課

市町名	クラブ数	参加人数	市町名	クラブ数	参加人数
佐賀市	13	652	吉野ヶ里町	0	0
唐津市	8	400	基山町	2	25
鳥栖市	14	467	上峰町	0	0
多久市	2	37	みやき町	3	148
伊万里市	43	1,646	玄海町	2	90
武雄市	14	1,015	有田町	6	394
鹿島市	7	114	大町町	0	0
小城市	2	99	江北町	1	12
嬉野市	7	275	白石町	0	0
神埼市	1	11	太良町	0	0
合計	125	5,385			

図 2-5-4 こどもエコクラブ参加人数の推移 資料：脱炭素社会推進課



⑥ 有明海に関する自然体験活動等の実施 第2部第4章第3節4に掲載

(2) 家庭・地域社会における環境教育等の充実

① 地球温暖化防止セミナー

各地区において、地球温暖化防止活動がより一層普及推進されるよう、セミナーを開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施ができませんでした。

② エコチャレンジシート 第2部第1章第1節1(1)①に掲載

③ 佐賀県「ストップ温暖化」県民運動顕彰事業

県内の地域、学校又は事業所等において、環境保全、環境美化、自然環境保護、その他環境意識啓発に関わる活動を行い「ストップ温暖化」県民運動の推進に貢献のあった団体・個人の活動を顕彰しました。

○ 表彰 1名 (環境サポーター 高木 淳剛 氏)

(3) 事業所が行う環境教育等の支援

① 廃棄物減量等推進研修会 第2部第3章第2節2(1)②に掲載

② 環境マネジメントシステム 第2部第1章第1節1(3)に掲載

(4) 県の環境保全率先行行動の推進

① グリーン購入 第2部第3章第2節2(2)⑤に掲載

(5) 環境教育等の場の提供

① 環境月間行事の実施

毎年環境省の呼びかけで、6月5日の「環境の日」を中心とする6月の1か月間を「環境月間」として、全国各地で環境に関する様々な行事や取組が行われます。

県では、この「環境月間」を県民みんなで環境問題を考える絶好の契機ととらえ、市町等と連携し、「県内一斉ふるさと美化活動」など様々な環境関連行事を例年実施しています。

表 2-5-2 県が主催する「環境月間」関連行事（令和 4 年度）

資料：脱炭素社会推進課課

行事名	行事内容	期 日	場所	実施主体
県内一斉「ふるさと美化」活動	県内一円で散乱ごみ等の清掃活動	6月5日(日)を中心 に4月から6月に実施	県内一円	県 市町
廃棄物不法投棄一斉点検(平成14年～)	不法投棄場所の現況把握及び不法投棄防止対策の検討	5月30日(月) ～ 6月30日(水)	県内一円	県
クールビズの推進	第2部第1章第1節1(1)①に掲載			
環境センター出前講座	第2部第5章第1節3(1)③に掲載			

「環境の日」 昭和47年6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して、6月5日を「環境の日」と定められました。世界各国において環境保全の重要性を認識するとともに、行動の契機となる諸行事が実施されています。

② 水の週間行事の実施

平成26年7月1日に水循環基本法が施行され、8月1日は法律で定められた「水の日」となりました。政府はこの日から一週間を「水の週間」と定め、水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めるための様々な行事を行っています。

この行事の一環として、県は国土交通省と共に、次代を担う中学生を対象とした「水の作文コンクール」を実施することで、きれいで安全、安心な水を安定的に供給すること等の重要性について、学んでもらうこととしています。

③ 河川愛護月間行事の実施

河川愛護月間（7月）中の活動として、河川愛護ポスターを小学生から募集し、優秀作品の表彰を行うとともに啓発用ポスターを配布し、県民の河川愛護意識の高揚を図っています。また、市町や地元住民の協力を得て、河川の清掃を行っています。

4 ライフステージに応じた施策

環境教育は、各ライフステージにおける学校・家庭・事業所などあらゆる場と機会を通して、発達段階に応じた環境教育を行うことが必要です。

「環境を考えて行動する人づくり」に向けて、各ライフステージにおいて環境教育及び普及啓発活動に取り組んでいます。

第2節 各主体のネットワークによる環境への取組の推進

平成26年度に佐賀県が実施した「佐賀県くらしの実感調査」において、環境（地域、自然、生活など）を守る取組についての実感を調査したところ、環境を守る取組が進んでいると「思う」が40.2%であり、「思わない」の34.2%よりやや高くなっています。このように県民の実感として、環境を守る取組が少しづつ進んでいる状況です。

県民、CSO、事業者、行政等の日常生活や社会活動において、環境への負荷を低減させるための実践的な活動への積極的な参加を推進するためには、県が自ら率先して環境保全に向けた取組を行うほか、情報の提供、活動の場の整備、ネットワークづくり等を推進することが必要です。

1 県民・CSOの環境保全活動の推進とネットワーク化の推進

(1) 佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議

地球温暖化対策や循環型社会づくりに向けて、県民、事業者、行政が一体となって、快適な環境を目指しつつ、環境に対する負荷を低減する社会づくりを推進するため、佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議では、下記の各種事業を実施しました。（令和4年度）

① 環境意識の普及啓発

i. 地球温暖化防止セミナー 第2部第5章第1節3 (2) ①に掲載

ii. 環境サポーター派遣事業

県民一人一人の環境に配慮したライフスタイルの実践を促すため、小中高等学校、民間の団体等が主催する環境保全に関する学習会や実践活動に、指導者として環境サポーターを派遣しました。

○ 派遣回数 130回

iii. 環境配慮商品購入運動推進事業

第2部第1章第1節第1(1)⑦に掲載

② 環境保全の実践活動の推進

i. 県内一斉ふるさと美化活動事業

快適な生活環境の確保と県民一人ひとりの実践活動への参加を促進するため、県内一斉ふるさと美化活動を新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域の実情に応じて実施しました。

○ 参加者数 129,047人

○ 収集ごみ量 可燃ごみ約269トン、不燃ごみ約94トン

ii. 環境学習活動助成事業

県内の個人や団体による環境保全に関する学習活動（講演会、研修会等）の実施に対し、事業費の一部を助成しました。

- 助成額 市町実施：上限 10 万円
団体・個人実施：上限 8 万円

- 助成団体数 3 市町、4 団体

iii. 「こどもエコクラブ」活動支援事業

将来を担う子どもたちの環境保全に対する自主的な実践活動を支援するとともに、「こどもエコクラブ」の普及・活性化を図るため、「こどもエコクラブ」の活動費の一部を助成しました。

- 助成額 等 1 クラブあたり 1 万円（上限）
- 助成クラブ数 82 クラブ

iv. 佐賀県「ストップ温暖化」県民運動顕彰事業

第2部第5章第1節3(2)③に掲載

③ 環境情報提供の充実

i. ホームページ等による情報提供事業

当推進会議の事業内容や環境情報の提供のため、ホームページの整備・運用を行い、実践活動の促進に向けた情報提供を行いました。

ii. リーフレット等（機関紙）による情報提供事業

推進会議の（賛助）会員・サポーター等への情報提供のため、リーフレットを作成し推進会議の取組について紹介し、環境に配慮したライフスタイルの実践へ向けた提案など、情報発信に努めました。

- リーフレット A4 版 両面カラー刷り
- 配布先 会員、賛助会員、環境サポーター、図書館等

さがエコ・ナビ（佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議）HP

<https://saga-econavi.jp/>

2 事業者の自主的活動の推進

(1) 環境対応融資制度等の利用促進

① 農林水産業者等に対する環境対応融資制度

農林水産業者等の事業活動に伴って生じる公害の防止を始め、環境への負荷の低減を図るために省エネルギー対応型設備の導入・更新を図るため、農業近代化資金等に利子補給を行うこと等により低利の制度資金の融通を行っています。

なお、主な制度資金の概要は次表のとおりです。

表 2-5-3 農林水産業者等に対する主な融資制度

資料：生産者支援課

資 金 名	貸 付 条 件			摘要
	利 率	償還期限	融資率及び限度額	
農業近代化資金 (JA 等金融機関)	1. 20%	15 年	融資率 80% 個人 1,800 万円 法人等 2 億円 農協等 15 億円	省エネ対応型設備、 公害対策設備
農業改良資金 (日本政策金融公庫)	無利子	12 年	個人 5,000 万円 法人等 1 億 5,000 万円	省エネ対応型設備、 公害対策設備
農業経営基盤強化 資金 (日本政策金融公庫)	0. 60～1. 20%	25 年	個人 3 億円 法人等 10 億円 ※対象は認定農業者	省エネ対応型設備、 公害対策設備
畜産経営環境調和推 進資金 (日本政策金融公庫)	処理高度化施設 1. 20% 共同利用施設 1. 20%	20 年	個人 3,500 万円 法人等 7,000 万円 共 同 事業費の 80%	公害対策設備
林業・木材産業改善 資金	無利子	10 年	個人 1,500 万円 法人等 3,000 万円 木材産業者 1 億円	省エネ対応型設備
沿岸漁業改善資金	無利子	7 年	燃料油消費節減機器等設 置資金 2,500 万円	省エネ対応型設備

(注)利率は、令和 6 年 5 月 20 日現在

② 中小企業者に対する融資

企業が自己の責任において、その事業活動により生じる環境問題の解決を図ることは、快適な環境を維持し、住民の福祉向上を図る上で不可避の課題であり、現代社会の中で、企業の果たすべき社会的責任の重要な一要素です。

しかしながら、公害防止や産業廃棄物の処理のための施設整備等環境対策への取組みが、直接生産性向上に寄与するものとはならないため、一般的に、経営基盤が脆弱な中小企業者においては、環境対策への取組みが消極的になりがちです。

こうした状況を改善するには、中小企業者が行う環境対策に係る設備投資等の負担を軽減するための各種施策が必要です。

県では、中小企業者への制度金融の一環として、昭和 48 年度に公害防止のための融資制度を設けました。平成 5 年度からは「佐賀県中小企業特別対策資金（環境対策貸付）」として再生資源の有効利用のための施設の設置又は改善を行うものを、平成 11 年度には、省エネルギー効果のある設備の設置又は改善を行うものを貸付対象とし、平成 13 年度からは、設備投資意欲を促進させるため、不動産の取得を行う場合の貸付において、貸付期間を 15 年に延長しました。

平成 16 年度には制度金融の資金メニューの整理を行い「経営革新支援貸付（経営基盤強化資金）」の中で、環境保全、廃棄物抑制、省エネルギー対策、ISO14000 シリーズの認証に要する取組みを貸付対象とし、貸付限度額を 5,000 万円に引き上げました。

平成 25 年度には金融と経営支援の一体的取組を推進し、中小企業の経営力の強化を図るため、「企業経営力強化資金」を創設し、さらに平成 25 年 12 月 1 日からは当資金の設備資金について、保証料率を 0.00% として制度を運用しています（表 2-5-4）。

平成 27 年 3 月 10 日からは、成長への転換への新たな取組として、制度金融の資金メニューを拡充し、各資金について金利の引下げを行うとともに、「経営革新支援貸付（経営基盤強化資金）」（平成 28 年度に「経営強化貸付（経営環境変化対応資金）」へ名称変更）の設備資金について、認定支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画実行及び進捗の報告を行う者に対し、保証料率を 0.00% として制度を運用するなど、低利かつ長期の融資制度の一層の充実を図っています（表 2-5-5）。

また、「高度化資金」も公害防止施設を対象設備としています（表 2-5-6）。

県以外においても、政府系金融機関が公害防止関連の融資制度を設けており、県の融資制度とともに、中小企業者により有利な条件での利用を通じて、企業の環境対策の促進を図っています。

表 2-5-4 佐賀県中小企業特別対策資金（経営強化貸付（企業経営力強化資金））の概要
 （令和 5 年 3 月 31 日現在）

資料：産業政策課

貸付対象者 (条件全てを満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること ・金融機関及び認定支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画実行及び進捗の報告を行う中小企業者
貸付限度額	8,000 万円
貸付期間	運転資金 5 年以内（据置 1 年以内）、設備資金 7 年以内（据置 1 年以内） ※ただし、保証付きの既往借入金を借り換える場合は 10 年以内
貸付利率、保証料率	運転資金 貸付利率 年 1.3%、保証料率 年 0.60% 以内 設備資金 貸付利率 年 1.3%、保証料率 年 0.00%
担保、保証人	信用保証協会の定めるところによる
取扱金融機関	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐賀西信用組合、佐賀東信用組合、佐賀県医師信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、筑邦銀行、十八親和銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、大川信用金庫、横浜幸銀信用組合、朝銀西信用組合

表 2-5-5 佐賀県中小企業特別対策資金（経営強化貸付（経営環境変化対応資金））の概要
(令和5年3月31日現在)

資料：産業政策課

貸付対象者 (条件全てを満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること
貸付対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 貿易振興・国際化対策 ISO9000 シリーズまたは14000 シリーズの認証を受けようとする中小企業者が必要とする事業資金 ● 環境・省エネルギー対策 環境保全・廃棄物抑制または省エネルギー対策に取り組み、次のいずれかに該当する中小企業者が必要とする事業資金 <ul style="list-style-type: none"> ・公害防止施設または環境保全施設の設置・改善を行うもの ・再生資源の有効利用のための施設の設置・改善を行うもの ・産業廃棄物の処理を自ら行うか、産業廃棄物処理を業として行うもの ・環境への負荷の低減その他環境の保全を図るもの ・省エネルギー効果のある設備の設置・改善を行うもの
貸付限度額	設備資金 5,000 万円（運転資金のみの場合は 2,000 万円）
貸付期間	設備資金 10 年以内（不動産の取得を主な内容とするものについては、15 年以内） (据置 2 年以内)、運転資金 7 年以内（据置 1 年以内）
貸付利率、保証料率	貸付利率 年 1.3%、保証料率 年 1.35%以内（設備資金 0.00%）
担保、保証人	信用保証協会の定めるところによる
取扱金融機関	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐賀西信用組合、佐賀東信用組合、佐賀県医師信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、筑邦銀行、十八親和銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、大川信用金庫、横浜幸銀信用組合、朝銀西信用組合

表 2-5-6 その他の県融資制度の概要（令和5年3月31日現在）

資料：産業政策課

制度名	高度化資金
融資対象	事業協同組合等
対象施設	共同公害防止施設の設置に必要な土地、建物、構築物、設備
融資比率	対象施設の整備に要する費用の 80%以内
融資限度	制限なし
融資利率	年利 0.40%（中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子）
融資期間	20 年以内（うち据置 3 年以内）
備考	中小企業の事業活動に伴って関係法令に定める施設から生じる公害を防止するための施設を共同で設置する事業に対する貸付金

(2) 環境・エネルギーに関する研究開発の支援

・エネルギーに関する研究開発

第2部第1章第1節4(1)②に掲載

(3) 環境保全活動の功労・功績者の顕彰

第2部第5章第1節3(2)③に掲載

3 佐賀県の事業者としての環境保全率先行動の推進

県は、自ら率先して地球温暖化対策や循環型社会づくりへの取り組みを進めるため「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」を策定し、これに基づき取組を行っています。

(1) 地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画の概要

県は、自ら率先して地球温暖化対策や循環型社会づくりへの取り組みを進めるため平成21年3月に「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」を策定しました。現在の計画は平成31年3月に改定し、これに基づき全部局（警察本部、県立学校含む）で温室効果ガス及び廃棄物の削減に取り組んでいます。

表2-5-7 地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画の概要

対象機関	全部局（県立学校、警察本部含む）	
策定・改定	平成21年3月策定 平成24年3月一部改定 平成26年3月改定 平成31年3月改定	
関連する法律・条令	地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法） 佐賀県環境の保全と創造に関する条例	
計画期間	R1～R4年度	
削減目標	基準年度	H25年度
	目標値	<ul style="list-style-type: none">● CO₂排出量を8.0%削減<ul style="list-style-type: none">・ 庁舎燃料使用量を8.0%削減（CO₂換算）・ 公用自動車等燃料使用量を8.0%削減（CO₂換算）● 上水道使用量 15%削減● コピー用紙使用量 16%削減● 可燃ごみ排出量 30%削減

(2) 主な取組実績

① 温室効果ガスの排出削減

温室効果ガスの削減のため、県では省エネルギー化の推進、新エネルギーの導入や公用車の利用・管理における環境負荷の低減等に取り組んでいます。

令和4年度の温室効果ガスの排出量は、電気のCO₂排出係数を基準年度（H25年度）と同様として算出した場合、基準年度に比べ9.6%減少しています。

庁舎の燃料使用量は、灯油、ガス等の燃料、電気とともに省エネの取組や設備の更新等により、基準年度より減少しました。また、公用車の燃料使用量は、低燃費車の導入や職員向けエコドライブ講習会の実施等により、24.6%減少しています。

全ての項目において減少していますが、今後とも温室効果ガス排出量削減の取組に努めていきます。

表2-5-8 令和4年度 温室効果ガス削減の取組実績（基準年度H25年度）

【係数固定】電気のCO₂排出係数をH25年に固定

	R4年度実績		目標値
	使用量 (t-CO ₂)	H25年度比増減率	
二酸化炭素排出量	30,758	▲9.6%	▲8.0%
庁舎燃料等使用量	28,011	▲7.8%	▲8.0%
公用車等燃料使用量	2,747	▲24.6%	▲8.0%

【係数変動（参考）】

	R4年度実績	
	使用量 (t-CO ₂)	H25年度比増減率
二酸化炭素排出量	21,842	▲35.8%
庁舎燃料等使用量	19,095	▲37.2%
公用車等燃料使用量	2,747	▲24.6%

図 2-5-5 令和 4 年度二酸化炭素排出量内訳（所属別、用途別）
令和 4 年度 CO₂ 排出量 21,842t (単位 : t-CO₂, %)

資料 : 環境課

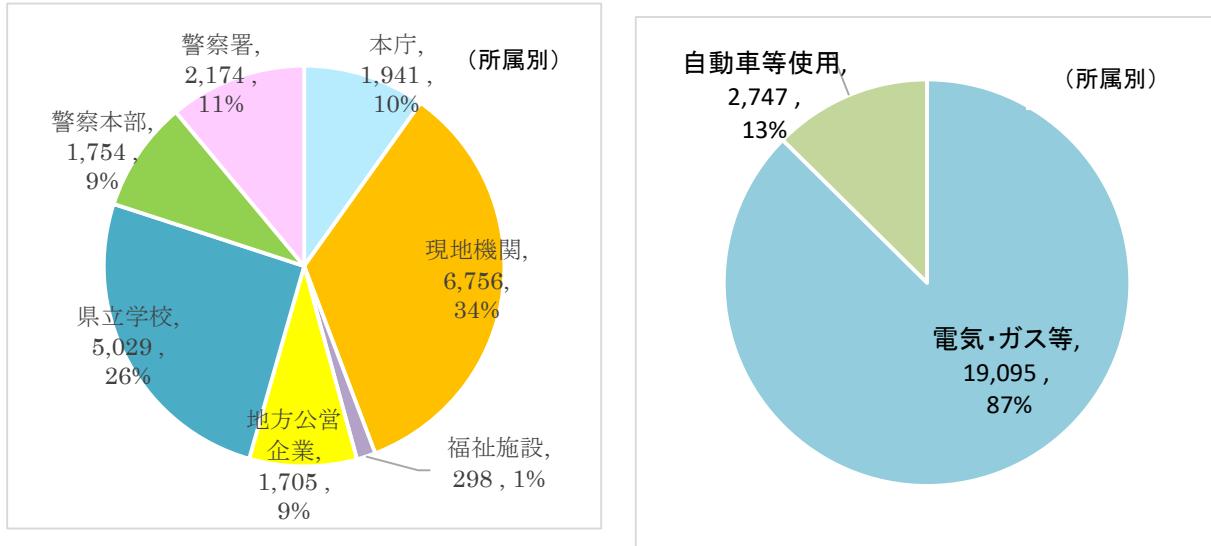


図 2-5-6 二酸化炭素排出量の推移 (H25～R4 年度)

資料 : 環境課

(単位 : t- CO₂)

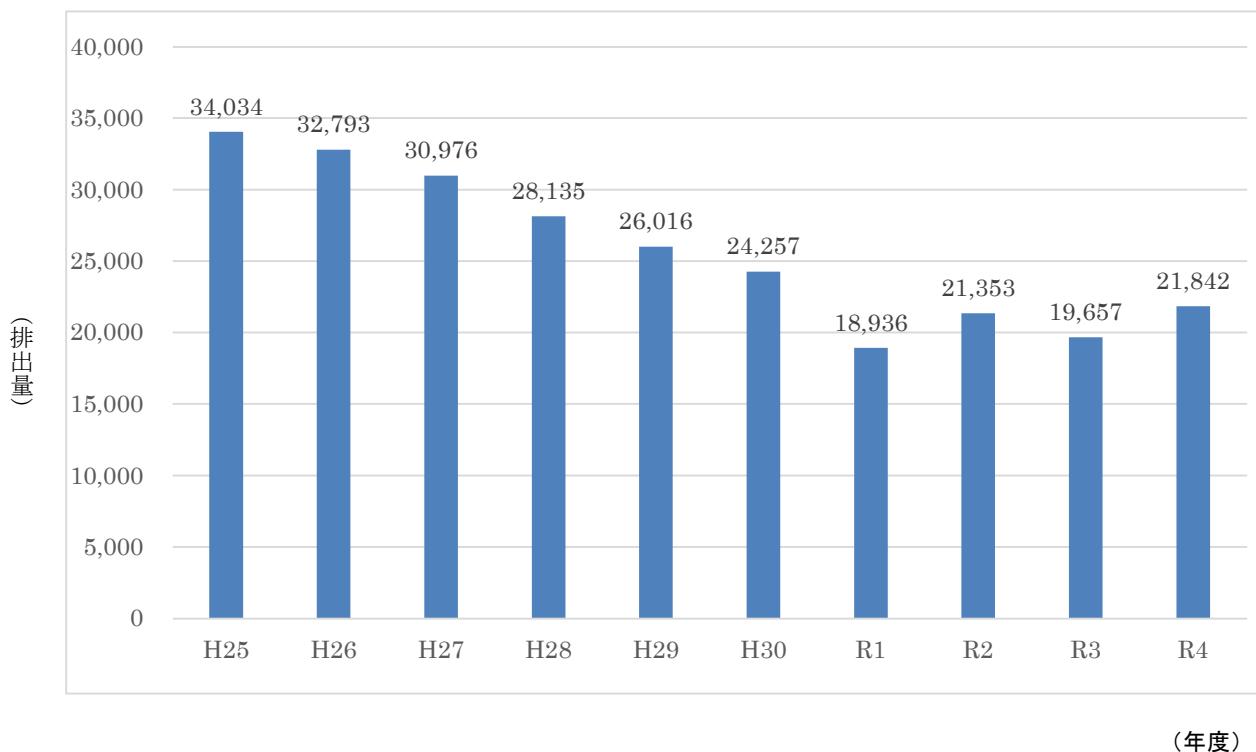


表 2-5-9 県有施設等への太陽光発電システムの導入状況【発電能力】（令和 5 年 11 月現在）

施設名	性能	施設名	性能
県庁舎旧館	120kW	多久高等学校	20kW
武雄総合庁舎	40kW	小城高等学校	40kW
鳥栖総合庁舎	40kW	鹿島高等学校	14.4kW
アバンセ（男女共同参画センター・生涯学習センター）	25kW	有田工業高等学校	308kW
在宅生活サポートセンター	5.5kW	神埼高等学校	50kW
波戸岬少年自然の家	5kW	佐賀北高等学校	20kW
畜産試験場	40kW	佐賀警察署 佐賀駅前交番 他 9 交番	45kW
唐津保健福祉事務所	20kW	警察本部別館	20kW
ダム管理事務所	0.084kW	小城警察署	20kW
SAGA サンライズパーク	20kW	唐津警察署	20kW
杵藤保健福祉事務所	5.5kW	鹿島警察署	20kW
佐賀県高性能食肉センター	120kW	佐賀南警察署	20kW
東部工業水道管理事務所	185kW	免許センター	20kW
唐津工業高等学校	111kW	白石警察署	20kW

表 2-5-10 県有施設における温室効果ガスの排出削減に向けた整備状況（令和 6 年 3 月現在）

主な整備項目区分	件数	実施施設数
LED 照明、高効率照明等の整備	19	17
省エネ型空調の整備	8	
節水型衛生器具採用	0	
その他断熱工事、給湯工事など	3	

① 循環型オフィスづくりの推進

i. グリーン購入の推進

県では、グリーン購入推進のため、平成 12 年 3 月に「佐賀県環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を策定し、グリーン購入に取り組んでいます。

令和 4 年度からは「佐賀県環境物品等の調達の推進に関する基本方針」及び「環境物品等の調達方針」を「佐賀県環境物品等調達方針」として改定し、引き続きグリーン購入に取り組んでいくこととしています。

令和 4 年度は 23 分野 256 品目を特に重点的に調達推進する物品（特定調達物品等）とし、うち、205 品目の調達目標を 100% と定めて取り組みました。

また、調達目的に応じた特定調達物品等の調達が不可能な場合又は著しく困難な場合は、調達しようとする物品等を除外物品等として所属等の長の承認を得た上で購入しています。

ii . ごみの減量化、リサイクルの推進

ごみの減量化、リサイクルの推進のため令和4年度は分別の徹底を図りました。